

卒業論文

今を生きる同性愛者がこれから歩む道を考えて
—ポジショナリティの展望—

法学部政治学科 4 年 A 組

30955726

塩原良和研究会

金藤達紀

目次

序章

1. 日本を生きる同性愛者
 - 1.1 世に現れた同性愛者
 - 1.2 現実の姿
 - 1.3 疑問
2. 過去の同性愛者
 - 2.1 歴史の始まり
 - 2.2 受容の作法
 - 2.3 あやしまれる男達
 - 2.4 ホモソーシャリティ
 - 2.5 変わりゆく今
3. 世界の同性愛者
 - 3.1 先をゆく国々
 - 3.2 デンマーク
 - 3.3 オランダ
 - 3.4 フランス
 - 3.5 カナダ
 - 3.6 アメリカ
 - 3.7 台湾
4. 壁
 - 4.1 意識と法
 - 4.2 卵が先か、鶏が先か
5. 鍵と未来
 - 5.1 鍵
 - 5.2 メディア
 - 5.3 結び付くマイノリティ
 - 5.4 男と女の間
 - 5.5 守りたいもの

終章

序章

この論文のテーマは、「同性愛者のポジショナリティについて」である。現在の日本社会の構造は、マイノリティが隠蔽されマジョリティのみが正当化されがちである。その現在の状況を分析した後、過去の状況と比較する。また、海外の同性愛者のポジショナリティを参照しながら世界的な流れを分析。そこから、今後日本社会でのポジショナリティはいかなる変遷を辿るかを考察していきたいと考えている。

まず、はじめに「ポジショナリティ」という言葉の定義についてもう一度確認したい。

ここで参照したいのが、阿川のポジショナリティに関する言及である。

立場とは、発言者の「つもり」と、受け手の「受け止め方」との間でしか決定されない。また、多くの場合、決定不可能であり、絶えざる交渉の過程の中にしか存在しない。そういうものを、立場性—ポジショナリティ—と呼ぼうと思います。

発言の立場とは、ある事柄に対する立場（賛成、中立、反対といった）だけでなく、どのような人間として（どのような We の上に立って）発言するのかという側面を持っています。これがポジショナリティですが、ポジショナリティは発言者が自分だけで決定できるものではないですね。相手がいて、その相手との関係（の継続）の中で、ぼんやりと浮かび上がってきては変更されたり、また消え去ったりする・・・そんな脆弱なものだと考えられます。同時に、発言のポジショナリティは、発言者とその直接の聞き手という二者関係の中で完結する場合もあるけれど、そこでは完結せずにもっと広い社会関係へと広がっていくことが多いでしょう。つまり、ある発言者のポジショナリティがどのようなものであるかは、多くの場合、無限の議論、無限の感じ方へと開かれているということです¹。

こうしたポジショナリティに関する言及をもとに、ポジショナリティという言葉で「ある事柄についてどのような立場からどのような存在としてアクションを起こすのか。また、それに対して相手からどのようなリアクションを得て、どのように影響を及ぼすのか」と定義しようと思う。

1. 日本を生きる同性愛者

1.1 世に現れた同性愛者

¹ 阿川亭, 2007, 「立場と立場性」

<http://web.thu.edu.tw/mike/www/class/Ekkyo/data/chunks/position.html>, 2012年12月28日アクセス

さて、同性愛者に関する記述に戻るが、まず現代社会において同性愛者がどのような状況に置かれているのか。その考察から入ろうと思う。

好井が述べているように、日本の現代社会では、同性愛をはじめとした多様なセクシャルマイノリティの存在についてたくさんの情報を得ることができ、私達は日常生活の様々な場面でセクシャルマイノリティや彼らに関する現実を確認することができるようになってきている。また現代社会は、セクシュアリティの多様性がより広範に受け入れられるようになってきており、セクシャルマイノリティの「生きづらさ」はかつてに比べ、なくなってきたように思われる。たとえば、テレビドラマに同性愛者の役が登場し、それがストーリー進行においてキーマンとなってくることがあったり、性同一性障害をめぐるドキュメンタリーが放送され、人々の感動を呼ぶこともしばしばみられるようになった。また、最近特に顕著なのが、バラエティ番組などにおける、自らを「おかま」と呼ぶタレントが登場し、人々の笑いをとって活躍しているというものである。

また、セクシャルマイノリティに関する知識についても、ジェンダーフリーへのバッシングは少なからずあるものの、全体としては男女平等の生き方を目指すようなメッセージが世の中に広がりつつあるように思われる。

こうした状況を見る限りでは、現代社会において、セクシャルマイノリティという存在が受け入れられてきているように思えるかもしれない。

しかし、セクシャルマイノリティの問題はそのように簡単に解決へ向かっているとみなされていいのだろうか²。

1.2 現実の姿

現実には、日本社会において、同性愛者は恋愛の対象が同性であるだけなのにそのセクシュアリティに大きな引け目を感じなければならない状況にある。そして、周囲の人々に自分が同性愛者であることを打ち明ける勇気が持てないという葛藤に苦しんでいる。多くの同性愛者は周囲の好奇や奇異の目に晒されることを避けるために、日常的に友人と異性に対する関心についての会話を交わしたり、女性の恋人を作るなど、自分が同性愛者であることを隠して生活している。このことについて「普通に暮らすために仕方ないこと」と諦めてしまう同性愛者も多く存在する。

しかし、「普通に暮らすために」常に本当の自分を隠し、時に嘘をつきながら過ごす今の生活は彼らにとって想像以上に過酷であり、自分が好きな人を好きということもできないのが現状である。井田も日本での同性愛者への差別について次のように述べている。

あえて同性愛者であることを認めれば、よほどの才能や経済力がないかぎり、普通の人

² 好井裕明, 2010, 『セクシュアリティの多様性と排除』明石書店, p.8

づきあいのすべてを失う危険にさらされます。そして、結果的に職業と将来の展望をも失うかもしれない³。

一方で、ホジソンと大橋により、次のような意見も紹介されている。

公然と名乗り出る（カミングアウト）ことをしないかぎり、日本は同性愛者が住みやすい場所なのかもしれない。アメリカではそうはいかないと、松永は言う。

アメリカに 10 年住んでいた松永が、保守的な南部に暮らしていたときのこと。「みんなすぐに気付いた」と松永は当時を振り返る。おかげで日本でのように、カミングアウトすべきかくよくよ考える必要はなかった。その代わり保守的なキリスト教徒たちから、おまえのしていることは大きな過ちだと何度も説教された。日本にも同性愛に関する根強い偏見はあるが、「(異性愛のほうが) 道徳的に偉いんだ、と思われるよりはましだ」と松永は言う⁴。

また、以下のような意見も紹介されている。

「今の日本でカミングアウトするのはきつい」が、いずれは状況が変わると信じている。しかし「緩やかな変化を急がせてもうまくいかない。社会の中に摩擦を生み出すだけだ」⁵。

1.3 疑問

以上のことをふまえると、同性愛者の中でも意見は分かれていることは明らかである。同性愛者であることを隠し続ける者。同性愛者であることを周囲に知られ、その上で攻められる者。日本社会で同性愛者として生きることを半ば諦めかけている者。今はその時ではないと考えながらも、いつかはとその時を待っている者。いずれにせよ、そこに葛藤や苦悩が存在することは事実である。

そもそも、こうした研究を行おうという考えに至ったきっかけも、身近な友人に同性愛者が存在し、自分の気持ちに正直に生きることも出来ず、自らのセクシュアリティを隠蔽していきる彼らのく苦悩と悔しさを知るようになったことにある。

なぜ彼らはここまで苦しまなければならないのか。「普通に暮らす」とは一体何か。異性愛者であることが「普通」なのか。彼らの恋愛の対象は確かに同性であるが、なぜそれが異常だ

³ 井田真木子, 1994, 『同性愛者たち』文藝春秋, p.56

⁴ デボラ・ホジソン, 大橋希, 「ハードゲイを演じる芸人が人気になる一方で、カミングアウトする人が増加。推定 500 万人の「普通」の同性愛者たちの生活とは」『NEWSWEEK』第 21 巻 4 号, 2006 年 1 月, p.19

⁵ デボラ・ホジソン, 大橋希, 同上書, p.20

とは言えるのだろうか。同性愛者が、同性愛を人格として認められるどころか、好きな人を好きとも言えないような日本社会の現状はこのままでいいのか。彼らは差別や偏見によってその個性を抑圧され、実質的には人権を奪われているに等しい。どうすれば「異性愛者は正常であり、同性愛者は異常である」という日本社会に根付いた価値観を変え、同性愛者が同性愛者であることをアイデンティティとして堂々と生きることができるのか。

2. 過去の同性愛者

2.1 歴史の始まり

ここまでは現代社会において同性愛者がおかれている状況を分析した。現在こういった状況があるわけであるが、これは過去と比較した場合に、どういった変遷をたどっているのか。前述したとおり、ゲイのメディア露出が増加しているのは事実であり、一見同性愛者の受け入れが進んでいるように見えるのもたしかである。

しかし、実際に過去のデータを見ていくことにより、同性愛者のポジショナリティの変遷をより具体的に、クリアに分析していこうと思う。

では、過去における同性愛者の歴史についてみていきたい。まず、同性愛者に関する歴史の最初のターニングポイントとなるのが1970年代である。

1970年以前は、同性愛を犯罪や病気として捉えるに「犯罪化」や「病理化」の傾向が非常に強く、同性愛はその存在が認められるどころか、許されない存在として扱われていた。たとえば、イギリスでは、1967年に性犯罪法が制定されるまで、同性が愛し合うことは違法とされていた。つまり、誰かを同性愛者だと名指すことは、その人が非常に侮辱的な行為をし、また非常に重い罪を犯したと告発するに等しかったのである。その後、医師ベンケルトにより「第三の性」という捉え方がもたらされ、それによってようやく同性愛者は「許されざる存在」から一つの立場を与えられた存在となり始めたのである⁶。

しかし、その「第三の性」という立場を付与したのが社会学者でも政治家でもなく医師であるということからは、当時の同性愛者の「病理化」の傾向を強く感じ取れる。それと同時に、この「第三の性」というワードすらまるで同性愛者という症状に対する診断結果であるかのような印象を受けざるをえない。

とにかく、この1970年以前の段階では、たとえ「第三の性」という立場を与えられたとはいえ、根強い差別は全く解消されておらず、依然として認められない、排除される存在であったことは間違いない。

2.2 受容の作法

⁶ 河口和也, 2003, 『思考のフロンティア クイア・スタディーズ』岩波書店, p.2-7

1970年代以降になると、全世界でセクシャルマイノリティの解放運動が起こった。日本においてもこの時期にゲイスタディーズやセクシャルマイノリティ自身による異議申し立て運動が行われた。

それらの成果もあり、その後は社会において以前のような露骨で明らかな排除や差別などは見られなくなったが、一方で人々は次第に「セクシャルマイノリティのことを自分はよく理解している」ということをアピールする「受容の作法」を身に付けていくのである。

そして、現代においてもなお存続する真の問題は、この「受容の作法」なのである。「受容の作法」にもとづく受容では、人々は自分とセクシュアリティの異なる人が存在するということは受け入れる。ただし、それはあくまでそういった存在が自らの日常生活世界を具体的に侵してこない限りにおいて、なのである。同性愛者として生きる人々の存在を認めたとしても、自分が生きている価値観の根底にある異性愛主義や「異性愛であって当然、異性愛は正しい」という意識、それに基づく行動を見直そうという姿勢は、そうした受容からは生まれないのである。

ただ露骨に排除や差別をしていた頃よりも、あたかも相手を理解したかのようにふるまい、彼らを理解していることを外にアピールするような「受容の作法」を身に付けた上で、その一方では自分の生きているテリトリーからは理屈をつけて同性愛者を排除していく現代の方が、より巧妙で陰湿な排除が息づいており、同性愛者にとって生きづらい状況にあるといえるのではないのだろうか⁷。

2.3 あやしまれる男達

ここまで1970年代から現代に至るまでの差別が形成される流れを参照してきたが、過去から現代に至るまで、同性愛者の問題において差別や排除の対象となりやすいのは、男性同性愛者であるケースが多い。女性同性愛者は可視化されにくいという問題もあるが、社会において男性同士が結ぶ「濃密な関係」は世間から注視されやすい傾向にあることは間違いない。そして、そこに少しでも「性的なもの」が察知されると、すかさずそれを引き離すような力を加わる。

たとえば、女性ならば、友人同士でベタベタしたり、毎日のように一緒に過ごすことはありふれた光景であるし、親友が他の女の子と遊んでいると嫉妬するなど、同性の友人に強い嫉妬や独占欲を見せることもありふれている。

ふたりきりが旅行に出かけることも、ダブルベッドの部屋に泊まることも周囲は全く気にしないし、一緒に暮らしても「親友同士のルームシェア」として見過ごされ、子供のいるレズビアン同士の生活も「シングルマザーのふたりが助け合って暮らしているんだな」と見なされることが多い。

しかし、男性の場合にはこうはいかない。クラスメートとくっついているだけで「お前ら

⁷ 好井裕明, 2010, 前掲, p.10

ゲイか」と言われ、男同士で同居すれば「あやしい二人」と噂を立てられる。男性の二人暮らしに部屋を貸すのを嫌がる大家や男性ふたりでダブルベッドの部屋に宿泊することを拒否するホテルさえあるのである⁸。

2.4 ホモソーシャリティ

こうした特に男性に対して強いホモフォビアが生まれた背景として、父権制を維持しようとした西欧近代社会の存在があげられる。

同性間の社会的な絆を表す用語に「ホモソーシャル」があるが、男性のホモソーシャリティは、男性の利益を促進し、父権制を支えるものである。たとえば、重要なポストが男性から男性へと継承されていく背景に、男性同士の強固な結束を見てとることができるだろう。現代の日本社会においても、ホモソーシャリティへと向かう男性の志向を見つけることは容易い。

ところが、ホモソーシャリティにはどうしても「ホモセクシュアルな欲望」がちらついてしまう側面がある。好井が『セクシュアリティの多様性と排除』でも述べているように、「ホモソーシャルとホモセクシュアルとが『潜在的に切れ目のない連続体を形成している』」からである。そうした状況において西欧近代では、父権制を維持するために男性同士の結束に内在する同性愛を排除し、男性を異性愛結婚へと向かわせるために、ホモフォビアを生み出したのである。そうした社会では、ホモソーシャリティに見え隠れするホモセクシュアルな欲望が厳しく探索され、排除されていく。その一方で、それはその都度ホモソーシャルとホモセクシュアルの区別がなされていくということでもある⁹。

このようにして、西欧近代社会において生み出されたホモフォビアは現代の日本社会にも深く根付いており、差別や偏見の問題の根底となっている。

2.5 変わりゆく今

しかし、こういったホモフォビアは現代の日本社会に根付いている一方、全く変化がないわけではない。政治権力などにおいて重要なポストを男性から男性へと引き継いでいく傾向は未だ強いものの、分野によっては女性に重要なポストが与えられる割合は徐々に増加してきているのも事実である。現に近年の就職活動では「女性マネージャー・管理職の割合」は最もよく取り上げられるデータのひとつとなっており、これからもっと注目、そして増加していくことは必至といえるだろう。

男女平等が叫ばれる今、こうしたホモフォビアが解かれていく要素は存在する。ホモフォビアの根源となったホモソーシャリティが変化したとき、その上に成り立つホモフォビ

⁸ 好井裕明, 2010, 同上書, p.62-63

⁹ 好井裕明, 2010, 同上書, p.63-64

アが崩れる可能性は大いにある。

3. 海の向こうの同性愛者

3.1 先をゆく国々

こうした過去から現在にわたる歴史と分析をみて、次に考えたいのは未来の日本社会において同性愛者のポジショナリティはどう変遷していくのかということである。それを考えるにあたって、同性愛者に関して日本よりも進んだサポートや受容が行われている国々の歴史を見ていくことにより、比較分析を行いたいと思う。実際に、アメリカなどの海外諸国では、日本よりも同性愛者のカミングアウトや権利主張がはるかに進んだ形で行われており、またそれが認められ、サポートされている。

その一例として、岡田は次のような事例を紹介している。

人気トークショーの司会を務めるロージー・オドネルが、アメリカのテレビ番組で、レズビアンであることをカミングアウトし、同性愛者による養子縁組の指示を強く訴え、大きな話題を呼んでいる。

これは、ダイアン・ソーヤーの司会による「プライム・タイム。サーズデー」という二時間番組で、三月十四日に放送された。

オドネルはインタビューにおいて、自らシングルマザーとして養子を引き取り育てている経験や、フォスターケア制度、同性愛者による養子縁組について語り、ゲイの養子縁組を禁止するフロリダ州の法律を批判した。

同番組は他のメディアでも大きく取り上げられ、フロリダ州の法律が全米の注目を浴びている。現在、米国で、いかなる同性愛者も同性愛者であるがために養子を迎えることを禁じている州は、フロリダだけだ。ミシシッピ州ではゲイ・カップル、ユタ州では非婚カップルによる養子縁組を認めている。

オドネルはニューヨーク州とフロリダ州に居を構え、三人の養子を引き取り、育てている。トークショーではよく自分の子供の話をする。

インタビュアーのダイソン・ソーヤーが、「ブッシュ大統領が子供の養子縁組先は既婚夫婦であるべきだと語った」と伝えると、「彼は間違っているわ。大統領夫妻が週末、うちで子供たちと一緒に過ごしたら、気が変わると思うわ」と答えた。

また「同性愛者だからといって親としてのスキルが否定されるとは思わない」と語り、自分のような人間が親としてふさわしくないと、フロリダ州ではみなされていることは間違いだと述べた。

自分のセクシュアリティに関しては、「息子に言ったわ。あなたにダディがいたら、マミィはいなかったのよ。私はもう一人マミィを欲しがるとタイプのマミィだからね」「異

性愛者になれる薬があったとしても、私は飲まないと思うわ。これが私だから。」などと語った¹⁰。

上記のエピソードはほんの一例に過ぎず、このように日本よりも進んだ同性愛者の歴史を持っている国は少なくない。それらの国々を以下参照していきたい。

まず、1989年のデンマークで世界初のドメスティックパートナー制が導入された。それ以降、それに追随して他の国々でも同様の制度が導入された。1993年にノルウェー、1995年にはスウェーデン、1996年にアイスランド、1998年のオランダ、1999年にフランス、2000年にはドイツで、2001年にポルトガル、2002年にはベルギー、そして2003年にはカナダと次々と導入された。以上のことからみても、短期間で一気に導入が広まったことがわかる。

2004年頃には、ラテンアメリカにおける権利拡大の動きが起こり始めた。その一例として、全人口の90%がカトリック教徒で、75年以上にわたり家族法が変わっていないという保守的なチリでも、2年以上同居した同性愛カップルに年金や財産の相続権を認めようとする制度が検討されている。

アジアにおいても社会の意識改革は進んできており、数年前までは同性愛者がひとりもいないことになっていた韓国でも、人気タレントのカミングアウトなどの影響からか、ここ数年で状況は一変しており、市民権運動は盛んになっている。

ここからは、角屋を参照して、デンマークで導入された世界初のドメスティックパートナー制度をはじめ、世界の諸国で導入された同性愛者のサポートに関する歴史を見ていきたいと思う¹¹。

3.2 デンマーク

デンマークは、世界で初めてDP(ドメスティックパートナー)制度を導入した国である。デンマークの議会は、同性愛者にも男女の夫婦と同等の権利を与えるかどうかについて考えたとき、人間の平等とは何であるかという問題について議論を繰り返したという。

財産相続や年金、医療保険、税金控除といった権利について、異性愛のカップルと同等の権利を同性愛のカップルにも認めるという画期的なその制度はその後、ノルウェーやスウェーデン、オランダ、フランス、ドイツなど、ヨーロッパを中心に急速に拡大していくことになった。

まさに、ヨーロッパの家族制度についての定義が変わった、革命的な出来事であった。最初から全てが平等だったわけではなく、例えば、養子縁組や教会での挙式などは当時認

¹⁰ 岡田光世, 「World NOW 同性愛者への偏見に挑むアメリカの人気女優」『世界週報』第83巻16号, 2002年4月, p.54-55

¹¹ 角屋学, 2004, 『同性パートナー——同性婚・DP法を知るために』社会批評社, p.126-127

められていなかったが、その後そういった権利も徐々に認められ、性的指向の違いによる不平等感は、同時進行で是正されていった¹²。

3.3 オランダ

オランダは、世界初の同性婚が導入された国であり、2001年から異性愛カップルと同性愛カップルの差別を完全になくした制度が導入されている。

フランスやデンマーク、スウェーデン、アイスランド、ノルウェー、グリーンランドなどのヨーロッパ諸国やアメリカのバーモント州のように、ドメスティックパートナー制度という形で同性愛者の一部の権利を認めたケースはあったが、男女の夫婦との差別を完全になくした制度は世界で初めてだった。日本国内でもこのニュースは大きく報じられた。

オランダでは1998年からドメスティックパートナーがスタートしており、多くの同性愛カップルが登録を行ったが、それは彼らの同居を認めるだけのもので、遺産相続や年金の受給については認められていない不十分なものだった。これに対し、オランダ政府は、同性カップルはオランダ国外では夫婦として見なされないなどのいくつか条件を付与した上で、関係する法律から男性と女性を区別するような記述を全て排除し、同性結婚の制度化の準備を行った。

制度が施行された当初は、反対派から「この制度はオランダを孤立させ、国の価値を下げるものだ」という声が寄せられた。しかし、実際には少数派の人権が尊重されている国家としてオランダに対する国際的な評価は高まることとなった¹³。

3.4 フランス

フランスでは1999年、PACSと呼ばれる「連帯の市民協約」法案が可決され、同性愛カップルにも結婚に準ずる社会的地位が認められるようになった。この制度は、税金や相続・贈与、社会保険の支払い、住宅の賃貸契約などの面で、男女の夫婦とそれ以外のカップルとの間に不均衡が生じないようにすることを目的に制定された。

最大の特徴は、同性愛カップルのみを法的に保護することを目的とした他のドメスティックパートナー制度とは違い、その保護の対象に男女の未婚カップルを対象にしている点である。PACSに登録すると、財産や債務の共有、税控除、看護および忌中休暇の取得などが認められ、公務員であれば近接地への移動などの優遇措置も受けられるようになる。また、三年間関係を継続したカップルには、連盟で所得税の共同申告が認められた。

フランス国民議会は最終的に、PACS法案を賛成315、反対249、棄権4の僅差で可決した。同性愛に対して否定的な立場を示すカトリック教徒の人口が90%以上を占める保守的

¹² 角屋学, 2004, 同上書, p.128-129

¹³ 角屋学, 2004, 同上書, p.130-131

な傾向が強いフランス社会において、このようなりべらるな法案が通過したことはまさに画期的なことであったが、その道のりは決して容易なものではなかった。反対派は根強く存在し、反対派によってわずか1ヶ月ほどで12000人分の署名が集められた。結局こうした運動は法案推進陣営によって一蹴されたが、短期間でこれほどの署名を集めたことは、カトリック保守派の抵抗力の底力を示すのに、十分な数字と言えた。

そんな中でこうした法案が通過した理由としては、当時のフランスを抱えていた問題が少なからず影響していた。フランスでは、働く女性の増加により晩産化が進み、国民の持つ結婚に対する意識も大きく変化したことで、未婚カップルが急激に増加していた。1970年代に40万件あった婚姻件数は、1990年代後半には半数近くにまで落ち込んでいた。PACS法案が審議されていた当初、未婚カップルは同性愛カップルを含めて200万組にまで達し、非嫡出子の割合も全体の40%を占めるようになっていた。

このような社会的背景の中で、同性愛者が男女の未婚カップルと連携して主張を行ったことで、PACS法案は比較的早く成立したといえる¹⁴。

3.5 カナダ

カナダ統計局では2001年から同性愛カップルの世帯も国勢調査の対象に加えるようになっていた。その理由は、子供を持つ同性愛者のカップルが増えてきたためである。

それによると、調査対象1100万世帯のうち、およそ1158410組が未婚カップルを含む判例法上の家族世帯で、このうち19000組が男性カップル、15200組が女性カップルであった。比率はおおよそ3%ということになるが、これは一般的に言われている同性愛者の人口比率とほぼ同じ。また、子供を持っていた世帯は、女性カップルが15%、男性カップル3%で、両者には大きな開きがあることもわかった。

カナダでは小学校教育の段階で、異性愛者のほかに生まれつき同性愛者の人やトランスジェンダーの人が一定の割合で存在することを教えていることもあり、セクシャルマイノリティに対する差別や偏見は、都市や地方を問わず少ない。宗教的にもアメリカほどの脅威は存在しない。しかし、それでも同性愛カップルであることを隠している者は多く、政府報道官や社会学者らは「実際の数字はもっと大きいはずだ」と指摘している¹⁵。

3.6 アメリカ

アメリカでドメスティックパートナー法をめぐる論争が本格的に始まったのは1990年代に入ってからのことだが、1990年代のアメリカでは二つの同性婚裁判において、同性愛者が勝訴した。

¹⁴ 角屋学, 2004, 同上書, p.132-133

¹⁵ 角屋学, 2004, 同上書, p.134-135

1991年、婚姻許可書の発行を拒否されたハワイ州在住の同性カップルが、州政府を相手に同性愛者同士の婚姻を要求する裁判を起こしたことに端を発する。この訴訟で、ホノルル地裁は1991年12月、「婚姻証明書の発行拒否は性差別を禁じた州憲法に違反する」という同性結婚を認める司法判断を下した。しかし、結局、ハワイ州では同性愛カップルの一部の権利が認められはしたものの、1998年11月に行われた住民投票によって「同性婚を禁止する権限を議会に与える」という内容の憲法改正が実施された。それを受けて、1999年に州最高裁が「憲法が変わったので、同性婚を禁止した法律は今では合憲である」と判断した。

この訴訟をきっかけにして、同性愛者らによる市民運動が全米に波及していくことになる。一方、連邦政府は「一つの州の州法によって認められた同性結婚の効力につき、その他の州は認めるかどうか独自に判断して良い」と定めた結婚防衛法案を1996年に可決させ、ネブラスカ州やネバダ州、アラスカ州などの保守的な地域では同性結婚禁止法案なるものが制定されるなど、抵抗勢力の動きも急速に活発化していくことになる。

また、1996年、ハワイ州と同様の訴訟がバーモント州でも起こった。役所に婚姻届を出して拒否された女性2組、男性1組の同性カップルが、「医療保険の受給や入院中の面会、不動産の譲渡など男女の夫婦なら受けられるはずの大小1300にのぼる便益が奪われている」として州を相手に提訴した。これに対して州最高裁は1999年12月、「州は憲法上、バーモント法下の婚姻から生じる共通の恩恵と保護を、同性カップルに施さなければならない」として、5人の裁判官全員一致で「同性愛カップルも、異性愛カップルが婚姻した場合とまったく同じ権利が与えられなければならない」と司法判断を示した。

これにより、バーモント州は2000年4月、「シビル・ユニオン（合同生活）法案」と呼ばれるドメスティックパートナー法を制定させ、アメリカ史上初めて同性愛カップルの権利を認めた州となった

これにはじまり、アメリカでは同性愛者の権利を認める動きがさらに強く広がっていくこととなった¹⁶。

3.7 台湾

台湾では2004年5月、同性愛カップルにも婚姻権や養子を得る権利を認めようとする人権擁護法案が議会に提出され、審議された。法案について政府側は「同性愛者の人権は既に世界中で認められている。彼らの権利は守られるべきであり、人々は自分の自由な意思決定に基づいて結婚をし、家族を持つべきである。」との表明を発表した。2004年3月に行われた総統選挙で、人権保障の強化を促進してきた陳水扁総統が再選し、とくに反対する声も少ないことから、法案は可決される可能性が高いとされ、可決されれば同性愛者の結婚を認めるアジア初の国家が誕生することとなったが、その後、この法案は馬英九総統

¹⁶ 角屋学, 2004, 同上書, p.136-137

により「社会の合意が必要」という理由のもと、採決が行われなかった¹⁷。

陳總統はかねてから、セクシャルマイノリティ向けのイベントに出席しては海外のゲイの活動家たちと懇談を行うなど、同性愛者の声を積極的に聞いていた。また、「人権の守られている国は様々なカラーに溢れているが、そうではない世界はモノクロである」と語るなど、台湾の人権を国際レベルに引き上げることに尽力してきた人物でもあった。

台湾の同性愛者たちはその他のアジアの同性愛者たちと同様、いわれなき偏見に長年さらされてきた。儒教思想の強い社会環境の中においてはなおさらで、性的少数者が声をあげることは容易な試みではなかった。メディアでの取り上げられ方も差別的なものが多かった。しかし、2000年5月にゲイとレズビアンの人権を守る団体「台湾同性愛教会」が設立されてから、急激にメディアを含めた世論の意識は変化していった。

2001年には同性愛者向けの電話相談や支援活動を行ってきた活動家のチ・チャウェイが同じ頃、同性の結婚を禁止する根拠が見当たらないとして、最高裁に同性同士の結婚を憲法で認めるよう訴訟を起こした。チはこのとき、「現在の台湾の法律は同性愛者の権利を奪っている。最高裁は現在の法律が違憲であり、ゲイに優位な法解釈をすべきである。いまや20カ国以上の国々で同性愛の結婚（ドメスティックパートナー法を含む）が認められているのに、台湾は立ち遅れている」と政府を強く非難した。

結果として採決はされなかったものの、このときの訴えが実を結び、2年後に陳水扁總統は、公約として掲げていた人権保護推進と一致するものとして、同性愛カップルにも男女の夫婦と同等の権利を与える法案を立案した¹⁸。

4. 壁

4.1 意識と法

ここまで世界各国が辿ってきた同性愛者にまつわる制度の歴史について参照してきた。その歴史では、多くの同性愛者が勇気を持って声を上げ、彼ら自身の権利を勝ち取ってきた。

しかし、デボラと大橋は、同性愛者の上げる声の中でもカミングアウトに関しては次のように論じている。

異性愛者はよく、同性愛者に対して、差別されたくなければまずカミングアウトすべきだと言う。

¹⁷ アンバー・ワン, 2012, 「台湾で初、仏式同性結婚式 合法化に期待」
<http://www.afpbb.com/article/life-culture/life/2894877/9350801>, 2013年1月12日アクセス

¹⁸ 角屋学, 2004, 前掲, p.138-139

「でも、カミングアウトがマイナスに働きかねない社会的環境が、言いだせない雰囲気をつくっている。結局ずっと隠し続けて、結婚もして……という人もいる。」と都内の大学院に通う高野大介（仮名）は言う。

同性愛がタブー視される背景には、同性愛に対する無知がある。（中略）。

しかも、同性愛に対する拒否反応が強い社会では、その風潮に同性愛者自身も染まってしまう、自分はおかしいのだと考えるようになりかねない。

「いつもは別に自分のことを恥ずかしいとは思わないけど、ゲイの子がオネエ言葉で話しているのを聞くと、やめて、と思う」と、金孝広（仮名）は言う。「女性っぽいしぐさをしている自分を鏡で見ても、やっぱり気持ちが悪い」

無理もない。思春期を迎える子供達が受ける性教育は、どうして「異性」を好きになるかということしか教えていない¹⁹。

以上をふまえると、これまでに論じられてきた法制度などに対し、教育などの社会環境のもと形成される意識の影響も大きく、こういった要素のもと社会における同性愛者のポジショナリティが生み出されていっていることが見受けられる。

それでは、これらを変えていくためにはどのような方法が有効なのか。

4.2 卵が先か、鶏が先か

この法制度などの物質的現状と社会的環境や人々の意識の相関性について、須藤は次のように述べている。

意識というものは、収入や雇用などの経済的状況やそれを支える法制度などの物質的現状を反映するものであると同時に、社会や文化にとりついている願望や偏見から生じる精神的な「解釈体系」（これをイデオロギーと言います）と結び付いています。物質的な条件が人々の日常的な地の解釈図式を決定しているのか、解釈図式が物質的な現状を決定しているのか、社会科学の諸分野では長年議論してきました。ジェンダー意識や態度にかんしても、経済的、法的な男女不平等の制度がジェンダー意識を決定しているのだから、物質的な制度を変えれば、意識もおのずと平等志向に変わっていくといった主張。そして、社会に残存している封建的な男尊女卑の文化が家父長制的な意識や態度を生み出しているのだから、男女平等の文化を作り出す教育をより進めれば意識も態度も変わり、おのずと物質的な制度も変わっていくといった主張。この二つの主張が互いに争っているように思われます。しかし、こういった論争は、卵が先か鶏が先かの論争に似てあまり生産的とは言えません。両者は相互作用するものであり、物質的現状がイデオロギーを産み、イデオロギーが現状を作り出すと考えるの

¹⁹ デボラ・ホジソン, 大橋希, 前掲, p.21

が妥当です。それぞれの国の高校生たちが持つジェンダー意識も、それぞれの国での男女平等の物質的実現度を反映しているとも言えるし、また、日常生活や学校教育の場で、知らず知らずに教唆された「イデオロギー」が物質的現状を作り出し、それを支えているとも言えます。時には、男女平等の物質的実現が、残存する「家父長制的」イデオロギーとねじれた関係を持つことにより、複雑な意識形態を持つことさえあります（したがって、意識が「遅れている」から男女平等が物質的に実現しない、とは限らないのです）。また、男女の関係に関する意識は、「性」やそれと密接に結びついた形で行われる自我形成といった。人間性の深層とかかわりがあるゆえに、人間関係のさまざまな幻想や願望と結びつきやすく、実際には簡単に観察できないくらい複雑であると考えられます²⁰。

つまり、社会に根付いた同性愛者に対する不平等や差別を払拭するための鍵は、意識と制度のどちらかに優先的に働きかけることで解決されるということではなく、これら二つは相互に作用するものであるためにそのどちらも変えていく必要があるという議論がなされている。

5. 鍵と未来

5.1 鍵

以上で述べたように、「意識」と「制度・教育」を主とした日本社会の同性愛者に対する差別や偏見を生んでいる壁は存在する。

しかしながら、これまでの議論をふまえ、そうした壁を打開する鍵となるいくつかの要素は存在する。それらの要素とそれに基づく同性愛者のポジショナリティの変化に関する展望と見解を述べていきたいと思う。

5.2 メディア

冒頭で、最近特に顕著な同性愛者の存在の例としてバラエティ番組などにおける、自らを「おかま」と呼ぶタレントをあげた。お笑いなどのフィールドにおける彼らの存在は、「見世物」感が否めず、世間の同性愛者に対するイメージを偏らせ、逆に偏見や差別を助長する恐れもあり、手放しで迎合することはできない。

しかしながら、ここ最近ではマツコ・デラックスが深夜番組のパーソナリティをつとめ

²⁰ 須藤廣, 2003, 『高校生のジェンダーとセクシュアリティ——自己決定による新しい共生社会のために』明石書店, p.16-17

て自らの人生観を語ったり、ミッツ・マングローブが「サンデージャポン」といった報道番組でコメントをする場面を見ることが徐々に増えてきている。

こうした状況に関しては、ポジティブに捉えてもいいのではないか。時にはマツコ・デラックスやミッツ・マングローブが「私達みたいな同性愛者は」といった語り口で自分の意見を述べることもあり、そういった意見はやはりマジョリティには気付き得ないマイノリティならではの視点が代弁されているように思える。上記の二人は同性愛者の中のニューハーフというごく一部に過ぎないが、それでも同性愛者という主語をもってメディア上で意見が述べられるということは同性愛者という存在の認知や理解に大きく貢献すると考えられ、意義のあることと言えるだろう。

また、海外ではより同性愛者がメディア上でより大きなパワーを持ち、活躍しているケースもある。たとえば、レディー・ガガは自分自身が両性愛者であることをカミングアウトし、同性愛者へのサポートを積極的に行うことも公言している。その結果、彼女は多くの同性愛者からの支持を得て、その貢献もあり世界のトップスターとなり活躍している。レディー・ガガは、今世界において同性愛者という存在が大きなパワーを生み出し、行使しうる可能性を示すものではないだろうか。

今後は、メディア上のより多くのフィールドでより様々な同性愛者という主格が台頭していくことを願うし、またそうなるのではないかと考えている。近年のドラマでは様々な形での恋愛が描かれているため、近い将来に同性愛者の恋愛を描くドラマが製作されることは全くもってありえる話である。また、語り場のような討論番組に「同性愛者」という属性を持つ人物が登場したり、同性愛をカミングアウトした有名人にまつわるドキュメンタリーが製作されることも予想できる。

このように、メディア上でより多くのフィールドをもって、より様々な形の同性愛者の存在を知らしめることができれば、理解が広がるとともに、不認知に基づく偏見や差別も解消されていくのではないだろうか。

5.3 チャレンジと win-win

デンマークのドメスティックパートナー制度やフランスの PACS の事例をみたとき、そこにはマジョリティとマイノリティ、双方の声を上げる勇気、つまりチャレンジが存在した。

日本社会でも今後、法制度的にも同性愛者の存在が認められていくためには、こうしたチャレンジが必要であり、そうしたチャレンジを成功させる上で必要となるのがマジョリティとマイノリティの win-win の関係性である。たとえば、デンマークのドメスティックパートナー制が認められるきっかけとなったのは、制度成立まで 40 年間パートナーの姓を名乗り続けた 74 歳と 67 歳の男性カップルのチャレンジだった。また、カナダではオンタリオ州在住の 2 組の同性愛カップルによって起こされた訴えから同性愛者の権利獲得運動の歴史が始まった。他にも、アメリカの同性愛者の勝訴に関しても、彼らの声を上げるチャ

レンジが実を結んだ形となった。

そして、こうしたマイノリティのチャレンジに対し、オランダのように反対を押し切りながらドメスティックパートナー制度を導入したり、フランスで猛烈な反対運動を押し切って導入された PACS といったマジョリティのチャレンジが生み出されたのである。しかし、陳水扁のように自ら進んで同性愛者の権利獲得に向けてチャレンジする存在も中にはあるものの、やはりほとんどのケースではマイノリティの利益のためだけに社会を動かすということが困難なのもまた事実である。こうしたマジョリティのチャレンジを生むために必要なこととは何か。

それは、マジョリティとマイノリティの win-win の関係である。つまり、マイノリティだけでなく、マジョリティの利益をも生むという状況が必要なのである。たとえば、オランダのチャレンジは後に国際社会におけるリベラルな国家という立場をオランダにもたらし、フランスの PACS は未婚カップルにも大きな利益がもたらされるものだったからこそ、未婚カップルが同性愛カップルと連携するという状況が生まれたのである。

こうした同性愛者の利益のみでなく、同性愛者のサポートを行うことによって異性愛者や日本社会全体にも何らかのメリットがあるという状況を作り出すことにより、社会における同性愛者の受容や理解は深まっていくのではないか。

5.4 結び付くマイノリティ

さらにフランスにおいて PACS が成立したときのことを考えると、注目したいのはその成立の大きな要因となった当時のフランスの状況である。当時のフランスでは働く女性の増加により晩産化が進み、国民の持つ結婚に対する意識も大きく変化したことで、未婚カップルが急激に増加していた。未婚カップルが増加し、彼らもまた結婚していないというだけで生じる生活上の様々な不具合に対して不満を持っていたことから、同性愛者と連携して主張を行うという行動が生まれた。

こうしたムーブメントは、現代の日本社会でも起こすことは出来ないだろうか。たしかに現代の日本社会と 20 世紀末のフランスでは大きく状況も異なるだろう。しかし、現代の日本社会でも女性の社会的地位は大きく向上し、働く女性が増加したことにより晩婚化が進んでいるのは事実である。また、国民の持つ結婚意識の変化、そして未婚カップルの急増という状況も共通しており、こうした未婚化や晩婚化はしばしば社会問題として取り上げられている。

多文化共生が叫ばれ、20 世紀末のフランスよりも明らかに多様な人種が共生する日本において、同性愛者と未婚カップルが連携できないことがあるだろうか。未婚カップルならずとも、マイノリティが連携して権利を主張すること、もしくはマイノリティの権利主張をマイノリティがサポートすることは出来るはずである。

私には、現代の日本社会では各マイノリティがお互いに「それぞれがそれぞれのフィー

「世界で戦っている」という感覚で距離を置いているように思える。たしかに、マイノリティという言葉だけで一概にくくることが出来ないし、それぞれ解決の糸口も違うのは事実だから、連携の実現が容易だとは思わない。それでも、社会で認められたい、マイノリティであることに引き目を感じず、それを誇りやアイデンティティにして生きていきたいと戦っているのは同じなはずである。

今後の日本社会では、マイノリティ同士がサポートしあい、その権利主張や獲得の前進に貢献しあうべきであるし、そうあってほしい。

5.5 男と女の間

「ホモソーシャリティ」の項目において、ホモソーシャリティに見え隠れするホモセクシュアルな願望を排除し、家父長制を維持するためにホモフォビアが生み出されたという説を紹介した。

当項目でも紹介したように、現代社会にホモフォビアは未だ根付いている一方、ホモソーシャリティに関しては全く変化がないわけではない。たしかに、フィールドやジャンルによって差はあるものの、一度家父長制により男性よりも下位に置かれた女性の社会的地位の向上は進んでおり、女性に重要なポストが与えられる割合も徐々に増加してきている。中には、管理職の多くが女性で占められている会社も存在する。

また、社会の風潮としても、近年では「肉食系女子」や「草食系男子」、「乙男」などといった言葉がもてはやされ、テレビドラマのテーマとして取り上げられるなど流行となった。こうした状況をみると、ホモセクシュアルな願望の有無は別にしても、家父長制に内在する「男性らしさ」や「女性らしさ」に対する意識は大きく変わり始めていると断言することができるのではないだろうか。

ホモソーシャリティに変化が生じ、「男性らしさ」と「女性らしさ」の境界線が曖昧になり始めることで家父長制に揺るぎが生じるのであれば、家父長制の維持を目的とし、その上に成り立っていたホモフォビアという意識も変革を迫られるのではないか。女性の社会的地位や「男女のあるべき姿」に対する意識において、変革を生み出すことのできる日本ならば、同性愛者などのマイノリティに対する意識も変革することが出来るはずである。

5.5 守りたいもの

マイノリティの問題が議論されるとき、しばしばその解決に立ちどころ壁として言及されるのが保守派である。同性愛者の問題でも、保守派の影響は少なからず存在する。日本において未だドメスティックパートナーシップ制度や同性結婚が認められない要因の一つとしては、「カップルは男女であるべきだ」という強い保守的意見が日本社会に根付いていることがあげられる。また、「現在の制度で表面上日本社会はうまく機能しており、波風

を立ててまで同性愛者のサポートのためにムーブメントを起こす必要はない」ということなかれ主義的な発想も、日本社会に見られがちな保守的意見の一例といえる。

こうした保守的意見を考えたとき、理解に苦しむと言わざるをえない。保守とは「保つて守る」と書くが、マイノリティを排除する現代の社会をして何を守るというのだろうか？

一人の友人が、ある見解を教えてくれた。「彼らはこれまで自分が信念としてもって生きてきた価値観を否定されるのを拒んでいるのではないかと。たしかに、長い間「カップルとは男女間の間に成立するものだ」ということ考え方を常識として持ち、それを信じて疑わずに生きてきた人にとって、それを否定されてしまうことは彼らの人生そのものを否定されているという発想につながりかねないことは理解できる。ある程度尊重してもいい考え方なのかもしれない。

しかし、それはあくまでそうした保守的な姿勢が誰かを傷付けることがない場合のみの話である。そうした保守派のプライドのために何の罪も犯していないマイノリティの存在が踏みにじられ、否定されている状況を考えてとき、尊重すべきものは何なのか。保守派の人々が少し懐を広くするべきなのではないだろうか。

決して「カップルたるもの全て同性愛カップルであるべきだ」と言っているわけではない。「カップルが男女間に成立する」という常識を覆そうとしているのでもない。ただ、その価値観に「カップルは同性間でも成立する」という一文を加えてほしいだけなのである。何を失うわけでもない。何を否定するわけでもない。ただ、選択肢の一つとして同性愛カップルという存在を認めることはできないのだろうか。そんなことはないはずである。そうした一つの意識改革が、やがて大きな同性愛者へのサポート、そしてポジショナリティの変化を生み出すのである。

いずれにしても、著しく存在感を増している同性愛者が今後いつまでも黙って抑圧されているとは考えにくい。また、保守派と呼ばれる人々の年齢層は比較的高く、若年層になるにつれて同性愛に対する抵抗が薄れる傾向にあることもわかっている。つまり、いずれ同性愛に対して寛容な世代が社会の中心になり、それと相まって同性愛者の権利主張も強化されていく。時間の問題とも言えるのである。

日本社会は変革を迫られており、その変革は着々と進んでいる。同性愛者のポジショナリティについて、私自身極端に悲観はしていない。今後さらに同性愛者が存在感を増し、社会に台頭し、活躍していくことを展望として述べたいと思う。

終章

ここまで、1章では現代の日本社会において、オネエキャラの芸能人の台頭などによって同性愛者の存在の認知は進み、また一見受け入れも進んでいるために、彼らの「生きづらさ」は解消されつつあるのではないかという見解を参照しながら、自分自身の所見もふまえて現実同性愛者が置かれている状況はそれほど簡単なものではなく、実際に目にする

彼らは家族や周囲の人々の目を避け、セクシュアリティを隠蔽しながら生きざるをえない状況にあるという考察を述べた。

また、2章ではそうした同性愛者に対する偏見や差別が生み出された歴史的経緯を考察しながら、現代社会に根付く「受容の作法」やホモソーシャルリティといった鍵となる概念を参照した。

3章では海外においてドメスティックパートナー法をはじめとする同性愛者の権利獲得のために制定された法、そしてそういった法を導入した国々、それに至るために声を上げた同性愛者たち、その声にこたえたマジョリティを紹介した。

続く4章では、日本社会において同性愛者がより良いポジショナリティを得るために立ち上がる壁は何なのかを考察。「意識」と「法」がお互いに複雑に絡み合いながら、差別や偏見を再生産していることを述べた。

そして、5章ではこれまで参照した知見をもとに、今後の日本社会において同性愛者ほどのようなポジショナリティを得ていくのか、そして今後同性愛者に切り開いてほしいと考える展望を示した。

私は、同性愛者という存在が今後世界はもちろん、日本社会においてもより良く、強いポジショナリティを得ていくことを信じている。それは、本論文中で述べた海外の歴史、そしてそこから得たいくつかの考察を根拠に考えれば、十分に言えることだと思われる。

そして、たとえ今後同性愛者が厳しい状況に置かれることがあっても、おそれずにチャレンジしてほしい。これまで同性愛者が勇気を持って行動をおこしてきたことを覚えている人はたくさんいる。必ずそのチャレンジが報われるときは来るはずである。

私は、いつの日か同性愛者が自らが同性愛者であるということを引け目に思うどころか誇りに思い、自分のセクシュアリティに胸を張って歩める日が来ることを、信じてやまない。

[参考文献]

- 赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編, 2004, 『同性パートナー——同性婚・DP 法を知るために』 社会批評社
- 阿川亭, 2007, 「立場と立場性」
(<http://web.thu.edu.tw/mike/www/class/Ekkyo/data/chunks/position.html>), 2012 年 12 月 28 日アクセス
- アンバー・ワン, 2012, 「台湾で初、仏式同姓結婚式 合法化に期待」
<http://www.afpbb.com/article/life-culture/life/2894877/9350801>, 2013 年 1 月 12 日アクセス
- 井田真木子, 1994, 『同性愛者たち』 文藝春秋
- 岩渕功一編, 2010, 『多文化社会の〈文化〉を問う 共生/コミュニティ/メディア』 青弓社
- 岡田光世, 「World NOW 同性愛者への偏見に挑むアメリカの人気女優」『世界週報』 第 83 巻 16 号, 2002 年 4 月
- 河口和也, 2003, 『思考のフロンティア クイア・スタディーズ』 岩波書店
- 須藤廣, 2003, 『高校生のジェンダーとセクシュアリティ——自己決定による新しい共生社会のために』 明石書店
- タムシン・スパーゴ著, 吉村育子訳, 2004, 『ポストモダン・ブックス フーコーとクイア理論』 岩波書店
- デニス・アルトマン著, 岡島克樹・河口和也・風間孝訳, 2010, 『ゲイ・アイデンティティ——抑圧と解放』 岩波書店
- デボラ・ホジソン, 大橋希, 「ハードゲイを演じる芸人が人気になる一方で、カミングアウトする人が増加。推定 500 万人の「普通」の同性愛者たちの生活とは」『NEWSWEEK』 第 21 巻 4 号, 2006 年 1 月
- 好井裕明, 2010, 『セクシュアリティの多様性と排除』 明石書店